

(庶ろ-15-B)

令和2年2月3日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局参事官 石井芳明

新型コロナウイルス感染症への対応について（事務連絡）

新型コロナウイルス感染症について、世界保健機関の緊急委員会から「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると宣言され、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定がされたところ、内閣官房等から公表されているとおり、現在、国内ではこの感染症の流行が認められる状況ではありません。

最高裁判所としては、政府の対応等を確認しながら裁判所における対応を検討し、状況に変化があれば必要に応じて各庁に速やかにお知らせしていく予定です。現状では、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に咳エチケットや手洗いなどの予防策が求められていることから、各庁におかれては、必要に応じてマスクやアルコール製剤等の備品を利用するなど、裁判所施設内での職員及び来庁者の二次感染等予防に努めてください。また、各庁において、個別の事務について対応に疑義が生じた場合には、職員が職制を通じて相談する態勢がとられているかを改めて確認するとともに、個別の対応に疑義が生じた場合には、高等裁判所を通じて総務局第一課総合監理調整係宛てに照会してください。

なお、職員に対し、別紙を回覧するなどしてこの旨を周知してください。

おって、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

(別紙)

令和2年2月3日

職員 各位

最高裁判所事務総局総務局

新型コロナウイルス感染症への対応について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症について、世界保健機関の緊急委員会から「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると宣言され、感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定されたところ、内閣官房等から公表されているとおり、現在、国内ではこの感染症の流行が認められる状況ではありません。

最高裁判所は、政府の対応等を確認しながら裁判所における対応を検討し、状況に変化があれば必要に応じて各庁に速やかにお知らせする予定です。現状では、新型コロナウイルス感染症について、個別の事務において対応に疑義が生じた場合には、職制を通じて所属の総務課に相談してください。

なお、現時点では過剰に心配することなく、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様に咳エチケットや手洗いなどの実施に努めるようお願いいたします。